

注 文 書

2021 年 2 月 18 日

契約番号 400482601-00

(売主)

株式会社スマートトラック

(主頁)

7812-0026

福岡県福岡市博多区上川端町12番20号

三井住友ファイナンス&リース株式会社
九州営業部

TEL 092-233-1179

FAX 092-233-1186

弊社と下記借主間の2021年2月18日付リース契約（契約番号400482601-00）に基づき、下記の物件を以下の条件に従い発注します。

(注文に応じていただく場合は、別紙注文請書兼請求書に必要事項をご記入、ご捺印のうえご返送ください。)

〔取引条件〕

物 件 価 額	7,972,000 円	消費税額	797,200 円	合計	8,769,200 円
---------	-------------	------	-----------	----	-------------

借主名 株式会社翔運

引 渡 場 所 売主と借主が定めたとところによるものとします。

納 期 売主と借主が定めたところによるものとします。

引 渡 目 売主と借主が定めたところによるものとします。

支 払 条 件 検収当月末日現金（口座振込）払い。

引渡までの公租公課および運賃荷造費・設置・調整・検収費 売主負担

その他の取引条件

〔物件の表示〕

[illegible]

300555087 - 0000
担当者: 田中 耀太郎

リース物件買取保証の覚書

(甲)

(乙) 東京都千代田区丸の内 1 丁目 3 番 2 号
三井住友ファイナンス&リース株式会社
取締役社長 橋 正喜



上記の者は、乙と賃借人（丙）間で締結した下表に記載のリース契約（以下原契約という。）に基づき、乙が株式会社スマートトラックより購入した下表に記載のリース物件に関し以下のとおり合意したので、その証として本覚書を 2 通作成し、各自記名捺印のうえ、各 1 通を保有します。

- 第 1 条
- 甲及び乙は、乙が原契約においてリース期間満了時点における残存価格を下表の通り設定していることを相互確認します。
- 第 2 条
- 甲は乙の要求があったときは、リース期間満了日翌日をもって下表に記載の条件で乙よりリース物件を買取るものとします。
- 第 3 条
- 本覚書に定めのない事項、その他覚書に関して生じた疑義については甲・乙誠意をもって協議の上解決するものとします。
- 第 4 条
- 甲および乙は、本覚書の締結日および将来にわたって、自ら（役員、経営に関与する者を含む）が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（総称して「暴力団員等」という。）に該当しないこと、暴力団員等との社会的に非難される関係を有しないことおよび、暴力団員等を利用してまたは自ら社会的に非難される行為を行わないことを確約します。甲および乙は、相手方がこの確約に違反した場合には、損害賠償責任を負わず、催告を要せずに本覚書を解除できるものとします。

表

1. 原 契 約 の 表 示	契約番号：400482601-00 （契約日：2021 年 2 月 18 日）
2. 賃 借 人 （ 丙 ）	株式会社翔運
3. リ ー ス 物 件	日野製中型ドライウイング車（跳上 P G 付） 1 台 【車台番号： FD2AB-121941 】 以下余白
4. 買 取 金 額 （ 残 存 価 格 ）	¥5,200,000.- （消費税は別途、甲の負担）
5. 買取金額の支払方法	リース期間満了日の属する月の翌月末日現金（口座振込）払い。
6. 引 渡 条 件	現状有姿渡し

買取保証に関する覚書

株式会社ウシジマ（以下甲という。）と三井住友ファイナンス&リース株式会社（以下乙という。）とは、乙と、株式会社翔運（以下丙という。）との間に締結された下記記載のリース契約（以下原契約という。写添付）に関し、次の通り覚書を締結し、これを証するため本覚書2通を作成し、甲・乙各自記名捺印の上、各1通を保有します。

記

【リース契約の表示】

契約日： 2021年2月18日
契約番号： 400482601-00
リース物件名： 日野製中型ドライビング車（跳上PG付） 1台
（車台番号： FD2AB-121941）

第1条

甲および乙は原契約期間中、丙の信用状態に留意し、入手した情報を相互に提供します。

第2条

1. 丙が原契約第19条第1項に記載する各号の一に該当し、乙が原契約を解除した場合、甲は乙の要請にしたがい、以下の要領に従って乙よりリース物件を買い取るものとします。

① 甲の買取条件

リース物件が存在し、甲乙がその場所を認識していること。
リース物件が乗用・運行に供し得る状態にあること。

② 甲の買取価格算出方法

買取価格（消費税別途）

＝原契約の契約内容9に定める規定損害金基本額－（丙が支払済のリース料総額＋乙が合理的に算出する未経過金利相当額）

※ 誤解を避けるため、甲および乙は、原契約の契約内容9に定める規定損害金は、リース料総額だけでなく、原契約満了時におけるリース物件の見込残存価額5,200,000円も含まれていることを確認する。

※ 上記未経過金利相当額は、原契約解除日において、原契約第5条および契約内容5に定める支払日が到来していないリース料総額にかかる金利相当額である。

③ 支払条件

リース物件引渡翌月末現金支払。

④ 引渡条件

甲が乗用・運行の状態であることを確認した後、直ちに乙に受領証を発行し、この受領証の発行をもってリース物件が乙から甲に引き渡しがあったものとします。
乙はリース物件が存在する場所において現状有姿のまま引渡し、リース物件の種類、品質、性能・規格、数量等に関して一切責任を負わないものとします。

2. リース物件の所有権は、甲によるリース物件の買取代金の完済と同時に甲に移転するものとし、甲は直ちに自己の責任と負担でリース物件の移転登録手続きを行うものとします。

第3条

リース物件が行方不明となっている場合には、甲は乙に協力してリース物件の確保に努めるものとします。

第4条

本覚書に定めのない事項及び本覚書に関して生じた疑義については、甲・乙誠意をもって協議のうえ法令ないし商慣習に従って善処します。

第5条

甲および乙は、本覚書の締結日および将来にわたって、自ら（役員、経営に関与する者を含む）が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（総称して「暴力団員等」という。）に該当しないこと、暴力団員等との社会的に非難される関係を有しないことおよび、暴力団員等を利用してまたは自ら社会的に非難される行為を行わないことを確約します。甲および乙は、相手方がこの確約に違反した場合には、損害賠償責任を負わず、催告を要せずに本覚書を解除できるものとします。

リース契約書

契約番号 400482601-00

2021年 2月 18日

賃借人(甲) (住所)

福岡県八女市龍ヶ原39-5

株式会社 翔 運

(氏名)

代表取締役 永村 進二



連帯保証人 (住所)

八女市龍ヶ原39-5

(氏名)

永村 進二



連帯保証人 (住所)

(氏名)



貸貸人(乙)

東京都千代田区丸の内1丁目3番2号

三井住友ファイナンス&リース株式会社

取締役社長 橘 正喜



上記の者は、下記および次頁以下の通りリース契約を締結します。

この契約の締結を証するため、上記の者が記名捺印のうえ本書2通を作成し、甲、乙が各1通を所持します。

契約内容

1. 代表物件名 (第1条) 日野製中型ドライウイング車 (跳上PG付) 1台
売主名、設置場所、数量等は物件明細に記載
2. 引渡完了予定月 (第2条) 2021年 2月
3. リース期間 (第4条) 24ヶ月 (ただし、物件受領書の検収日欄記載日付起算とします)
4. リース料 (第5条)

	消費税抜リース料	消費税額	リース料合計
初回	135,000 円	13,500 円	148,500 円
第2回～第24回	135,000 円	13,500 円	148,500 円
5. 支払日および支払方法 (第5条) 初回金は検収月の翌月26日甲の口座より自動振替
第2回以降は検収月の2ヶ月後より
毎月26日23回甲の口座より自動振替
6. 前払リース料 (第6条)

消費税抜前払リース料	消費税額	前払リース料合計
0 円	0 円	0 円

支払日および支払方法はリース料初回金と同じ
7. 賃貸人納付の諸税 (第12条) 固定資産税
8. 保険 (第14条) 動産総合保険 (ただし、地震、賃借人の故意または重大な過失、その他保険契約上の免責事故による損害は不填補)
9. 規定損害金 (第17条) (第19条)

基本額	初回	第2回～第24回
8,440,000 円	135,000 円	135,000 円を減じた額とする。
10. 遅延損害金料率 (第20条) 年14.60% (1年に満たない期間については、1年を365日とする日割計算)
11. 再リース (第21条) 別途お打ち合わせ